

◎新潟県告示第501号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和8年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和8年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
柏崎市	柏崎市の第3－1計画区	令和9年3月31日まで
新発田市	新発田市の第7－3計画区及び第9計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第34計画区・第36計画区及び第37計画区	〃
村上市	村上市の神林第35計画区及び朝日第37計画区	〃
燕市	燕市の第46計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第28－2計画区・第29計画区及び第31－1計画区	〃
妙高市	妙高市の第1－3－2計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第44－1計画区・第44－2計画区・第45計画区及び第46計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第48－1－1計画区・第23計画区・第58－2－1計画区・第48－1－2計画区及び第51－3計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第14計画区・第15計画区及び第16計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第46計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第12計画区・第13－2計画区及び第14計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第2020－4計画区及び2024－1計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第18－2計画区・第19－2計画区及び第19－3計画区	〃